

## 江南市水道料金改定支援業務委託仕様書

### 1. 業務名

江南市水道料金改定支援業務委託

### 2. 事業年度

令和5年度から令和6年度までの2か年の継続事業

### 3. 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

### 4. 業務目的

江南市水道事業が将来にわたって安定的に持続可能な経営を継続していくために、事業運営の効率化を図るとともに、事業経営に必要な財源を確保し、経営の健全化を図る必要があることから、中長期的な視点に立った経営の基本計画となる江南市水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という。）を令和元年に策定した。

経営戦略では、5年ごとに水道料金を見直すこととしており、次の料金改定では平均改定率11.80%の料金改定を見込んでいたが、改めて令和7年度から11年度までの5年間の水道料金について、正確な総括原価方式に基づき適正な水道料金水準を確保した料金改定案を定め、江南市上下水道経営審議会（以下、「審議会」とする。）に諮るものである。

### 5. 業務内容

#### （1）現状把握及び財務分析

##### ア. 資料収集整理

本市水道事業の現状把握や課題を的確に把握するため、概ね過去5年間の決算資料、江南市水道事業経営戦略等の既計画を整理する。

##### イ. 財務分析（内部比較）

経営の健全性・効率性、内部環境（組織体制、人材、職員数、給与等）、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等について経年比較し、分析する。

なお、口径別、用途別での水使用の実態・推移の分析も行うこと。

##### ウ. 財務分析（外部比較）

経営指標等を活用し、類似団体、県内他団体との経営状況の比較及び特徴を分析したうえで、本市水道事業の特徴や課題を確認する。

#### （2）目標設定の確認

経営戦略で設定した投資目標及び財源目標における計画期間内の達成状況につ

いて確認する。

### (3) 投資・財政計画の見直し

#### ア. 投資計画

給水人口の将来推計、大口使用者の動向、節水傾向や地下水利用などの、水需要の変化を適正に見込んだうえで、将来的な水需要（給水量）を予測し、それに必要な供給能力を把握し、将来にわたって安定的に事業を継続していくために必要となる施設・設備、管路等に関する投資の見通しを試算する。

また、企業債償還金、減価償却費、支払利息、委託料、修繕費、動力費、職員給与費等投資以外の経費についても適正に試算する。

#### イ. 財政計画

給水人口の将来推計、大口使用者の動向、節水傾向や地下水利用などの、水需要の変化を適正に見込んだうえで、将来的な水需要（給水量）を予測し、将来の水道料金収入や、企業債などの財源の試算を行う。

なお、企業債については、世代間負担の公平や健全化法に規定された健全化指標等も勘案して、適正な額を計上する必要がある。

### (4) 水道料金改定の検討及び改定案の作成

「投資計画」及び「財政計画」における収支均衡のため、水道料金の改定を次のとおり検討する。

#### ア. 改定率の検討

投資・財政計画に基づき、料金改定率を複数パターン試算する。

#### イ. 料金体系の検討

江南市水道事業の料金体系を整理し、用途別や口径別使用量、その経年変化等について取りまとめを行い、世代間及び需要者間の負担の公平に配慮した料金体系の提案を行う。

### (5) 審議会への出席及び運営等

料金改定の検討は、学識経験者、各種団体の代表者、市議会議員、市民公募委員等で構成する審議会にて審議を予定している。

事前協議（審議内容の確認、審議会運営シナリオの協議等）のうえ、会議資料の作成、審議会への出席、資料の説明、質疑の回答等を行う。

また、審議会後は、審議会での意見整理、議事録の作成、次回審議会の内容調整等、総合的な運営支援を行う。

#### ア. 審議会の開催回数

全3回

- ・第1回 令和5年11月1日
- ・第2回 令和6年 1月中旬ごろ（予定）
- ・第3回 令和6年 7月中旬ごろ（予定）

※ 担当者との事前打合わせ会議は、随時実施する。

事前打合わせは、審議会開催日の1週間前までには来庁し、事務局と実施すること。また、必要な打合わせ資料は受託業者にて作成すること。

イ. 会議資料の内容

- ・江南市水道事業の状況（沿革、現況、収支推移、使用量推移、企業債推移、施設の整備推移、インフラ整備推移）
- ・江南市水道事業の経営状況
- ・江南市水道事業の経営分析（財務分析結果）
- ・経営状況の県内他市、類似団体比較
- ・江南市水道事業の投資計画
- ・江南市水道事業の中長期的な目標
- ・江南市水道事業の料金体系の形態
- ・料金体系の他市の状況
- ・料金改定案（複数パターン）
- ・財務推計（料金改定の有無別）

(6) 水道料金改定案のとりまとめ

ア. 江南市水道料金改定案の作成

審議会での審議結果を踏まえ、江南市水道料金改定案を作成する。

イ. 答申書の作成

審議会での審議結果を踏まえ、答申書を作成する。

(7) 提出する成果品

ア. 基本事項

上記項番(6)で作成したものを成果品とする。成果品の作成にあたり編集・製本形式等については、あらかじめ監督員と協議を行うこととする。

イ. 成果品の構成

提出すべき成果品とその部数については、原則以下のとおりとする。

- ・江南市水道料金改定支援業務報告書 5部
- ・江南市水道料金改定支援業務報告書（概要版）A4版 50部

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ・江南市上下水道事業経営審議会資料     | 各回 20 部 |
| ・上記成果品の電子データ (CD-ROM) | 一式      |
| ・その他必要資料              | 一式      |

## 6. 準拠すべき法令・基準等

### (1) 基本事項

本業務は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則等の法令・規格に準拠すること。

### (2) 図書及び基準等

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ・「新水道ビジョン」            | 厚生労働省      |
| ・「水道事業ビジョン」の作成の手引き    | 厚生労働省      |
| ・「水道施設の技術的基準を定める省令」   | 厚生労働省      |
| ・「水道料金算定要領」           | 日本水道協会     |
| ・「水道料金改定業務の手引き」       | 日本水道協会     |
| ・「水道施設設計指針」           | 日本水道協会     |
| ・「水道施設耐震工法指針・解説」      | 日本水道協会     |
| ・「水道維持管理指針」           | 日本水道協会     |
| ・「水道施設更新指針」           | 日本水道協会     |
| ・「水道の耐震化計画等策定指針の解説」   | 水道技術研究センター |
| ・「水道事業費用対効果分析マニュアル」   | 厚生労働省      |
| ・「江南市水道事業経営戦略」        | 江南市        |
| ・「江南市水道事業 基幹管路更新基本計画」 | 江南市        |
| ・「江南市水道ビジョン」          | 江南市        |
| ・「江南市水道事業基本計画」        | 江南市        |
| ・その他必要と考えられる規格・基準類    |            |

## 7. その他

業務の範囲内で監督員の指示により、必要に応じて資料の作成を行う。

また、本特記仕様書に記載のない事項及びその他疑義がある事項については、監督員と協議のうえ決定する。